

1 医師の臨床研修における修了等の基準に関する提言（案）

5 1. はじめに

7 医師の臨床研修については、平成12年の医師法~~（昭和2~~
8 ~~3年法律第201号）~~の一部改正により、平成16年4月よ
9 り新たな臨床研修制度が開始され、昭和43年のインターン
10 制度廃止以来36年ぶりに抜本的な改革が行われることとな
11 った。すなわち、診療に従事しようとするすべての医師は、
12 臨床研修を受けなければならない（必修化）こととされ、ま
13 た、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、
14 適切な指導體制の下で、医師としての人格をかん養し、プラ
15 イマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効
16 果的に身に付けることができるものとする事とされた。平
17 成18年3月には新たな臨床研修制度の下での最初の研修修
18 了者が生まれようとしているところである。

20 医師の臨床研修の修了に関しては、研修管理委員会が、研
21 修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を
22 行い、単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院の管理者
23 （以下「管理者」という。）に対し、当該研修医の評価を報告
24 しなければならないこととなっている。そして、管理者は研
25 修管理委員会の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了した
26 と認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、臨床研修
27 修了証を交付しなければならないこととなっている。

28 また、研修の中断については、管理者が研修管理委員会の
29 勧告または本人の申し出に基づき判断を行うこととなる。

30 本提言~~において~~は、研修管理委員会による研修医の評価及び